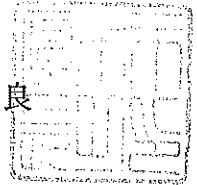


厚木市指令第63号
令和2年2月25日

一般廃棄物収集運搬業許可証

平塚市中堂 16 番 11 号
神奈川環境開発株式会社
代表取締役 白石 慎太郎 様

厚木市長 小林 常良



令和2年2月17日に申請のありました一般廃棄物収集運搬業を廃棄物の
処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により、次のとおり許可します。

- | | | |
|---|-------------------|-----------------------------------|
| 1 | 営業所等の所在地
及び名称 | 厚木市水引一丁目8番12号
神奈川環境開発株式会社 厚木支社 |
| 2 | 事業の範囲
(1) 業の種類 | 収集運搬（積替え保管を除く） |
| | (2) 取扱廃棄物の種類 | ごみ（一般廃棄物） |
| 3 | 許可区域 | 厚木市内 |
| 4 | 許可期間 | 令和2年4月1日から
令和4年3月31日まで |
| 5 | 許可条件 | 裏面のとおり |
| 6 | 備考 | |

(収集運搬業)

許 可 条 件

- 1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律、厚木市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例及び同規則を遵守するとともに厚木市長の指示に従い、事業計画等に基づき、事業系一般廃棄物を適正に処理すること。
- 2 厚木市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則第 22 条等に基づき市内事務所又は事業所等を設けること。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。
- 3 収集運搬にあたっては、一般廃棄物が飛散及び流出しないようにし、また悪臭、騒音等のおそれのないようにし、市民に迷惑行為のないよう常に環境衛生の保全に努めること。
- 4 申請内容に変更が生じた場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、厚木市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則に基づき手続きをすること。
- 5 厚木市環境センターに搬入する場合は、当該施設の搬入における基準等を遵守し、他の市町村から排出された一般廃棄物、産業廃棄物、資源物等の搬入はしないこと。
- 6 毎月の業務実績報告を翌月の 10 日までに、指定の用紙により報告すること。